基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第9条	1	(2)	事業契約の不成立	優先交渉権者の各社が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合、参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は連帯債務ではなく、帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	本条項は、優先交渉権者の市に対する義務を規定したものです。優先交渉権者として負担する分について、それを各事業者がどのように内部的に負担するかについては、当該各事業者間の協議により定めてください。
2	6	第9条	1	(2)	事業契約の不成立	第6条第5項記載の事由が生じた場合、SPCは優先交渉権者再選定に係る費用相当額を違約金として請求されないという認識でよろしいでしょうか。	御質問のとおり、違約金の請求先は、SPCではなく優先交渉権者となります。